

Ⅰ いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

平成 25 年 10 月 11 日 文部科学省大臣決定「いじめ防止基本方針第二条」より

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

いじめは、どのクラスにも、
どの子にも、起こりうるこ
とを強く意識する。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いに認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己表現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

学校教育目標

『～共にチャレンジ みんな輝け～』

互いの良さを見つけ、それぞれの個性を大事にして、一緒ががんばっていかうとする態度を育てていく学校教育目標である。この学校教育目標に向けて取り組んでいくことはいじめ防止につながる。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

①組織の構成

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任により構成する。必要に応じて、心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー・SSW）の出席を求める。

②組織の役割と運営

☆毎月 いじめ防止対策委員会を開き、いじめ防止に向けた取組を行う。

（奇数月が部会、偶数月が全体会）

- ・未然防止のための指導計画を立て、全学年で指導できるようにする。
- ・いじめに関する情報収集や記録、対応策の検討を行う。
- ・いじめを認知した際は直ちに「いじめ対策委員会」を開き学校組織での対応を遂行する。
- ・重大事態が起こった場合は、中核となって調査を行う。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成を行う。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

いじめ防止のための活動

- ・全職員、児童、地域、保護者と、いじめの定義について確認、共有。
- ・人権教育や道徳教育の推進。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりや教室環境づくりの推進。
- ・特別活動を充実させ、人間関係づくりを確かなものにしていく。

いじめの早期発見・事案対処のための活動

- ・定期的なアンケート（年2回）やいじめ解決一斉キャンペーンによる児童への聞き取りとその対応。
- ・いじめ相談窓口を設置するとともに児童・教職員・地域・保護者・キッズクラブ等からの情報収集、記録、共有。
- ・スクールカウンセラーとの定期的な教育相談。
- ・いじめを受けた児童・いじめを行った児童、また周囲の児童に対する指導体制、指導方針の決定。

取組の検証

- ・年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめ防止・対応等の研修計画・実施
- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

(2) いじめの未然防止・早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

◇日常的に互いのよさを認め合う。

- ・自分からあいさつをすることで人との関わり合いを大切にできる態度を育てる。
- ・児童の気持ちに寄り添って十分話を聴いて対応することで、安心して話ができる環境をつくる。
- ・学級や学年の枠を超えた交流で、自分のよさを発揮し、周りの人たちのよさや頑張りを見つける。

★児童会活動の充実

★たてわり活動 幼保小交流

★全校集会や音楽集会

★宿泊体験学習等

◇日々の授業や出前授業等を通して、携帯電話、スマートフォンやゲーム機等を使ったメール、ライン、インターネット等を使う時のルールやマナーを知り、正しく利用できるようにする。

◇インターネットを介したいじめや金銭授受に関わるいじめ等、学校だけでは把握が難しい。いじめの未然防止に向けて、保護者や地域との情報共有と連携体制を充実させる。

◇「芹が谷スタンダード」を徹底する。

- ・学校のきまりについて迷ったら「芹が谷スタンダード」に戻る。
- ・みんなが気持ちよく学校生活を送ることができるためにも、この「芹が谷スタンダード」を守ろうとする規範意識を高める。

◇分かる授業、学ぶ楽しさを感じる授業をする。

- ・児童にとって、安心して自分の考えを伝えることができ、認め合える授業を展開する。
- ・学習意欲を高めることができる授業をする。

◇自分の居場所がある学校生活を創る。

- ・自己有用感をもつことができるような生活づくりをする。
- ・さまざまな活動を通して自分に自信がもてるようにする。
- ・互いの存在を認め合うことで、自分が必要とされていることを実感できるようにする。

◇YPアセスメントを活用する。(年2回以上)

- ・いじめのアンケートとともにYPアセスメントを活用し、実態を捉え、対応を共有する。
- ・アンケートの結果をもとに分析し、「子どもの社会的スキル」を伸ばす「横浜プログラム」を実践する。

②いじめの早期発見と早期対応

◇いじめを見逃さない体制作り

- ・児童のつぶやきや表情を見逃さず、捉え、すぐに対応する。
- ・全教職員で情報を共有し、児童を多角的・多面的に見る。

◇教職員の資質向上

- ・共感的な見方・考え方で児童に接する。研修を行い、傾聴、承認スキルを高める。
- ・児童の困り感に寄り添い、素直に話せる関係づくりに努める。また、児童だけで解決できないときは、教職員とともに考え解決することを徹底する。(どうすればよかったのかを話し合えるようにする。)
- ・誰でもいじめの対応ができるように、共通の認識をもつ。
- ・こまめな情報共有の徹底を心がけ、小さなことだと自己判断せず、まず学年で共有し、児童支援専任や管理職に伝える。

③適切な処置対応

◇いじめ相談窓口の設置

- ・日常的に児童の「よさ」や「がんばり」を保護者に伝えることで、信頼関係を築き、保護者からの相談等にも丁寧に対応していく。
- ・些細なことでも気軽に相談できるような体制を整える。

◇教育相談の充実、関係諸機関との連携強化

- ・スクールカウンセラーによる教育相談を活用する。
- ・区子ども家庭支援課・南部児童相談所、港南警察署青少年育成課少年保護センターなどとの連携を図る。

④いじめに対する措置

- ・組織的な対応を徹底する。
- ・いじめの相談があったときには、いじめられている児童の心情に寄り添った聴き取りを行うとともに、いじめを受けた児童を守りぬく姿勢で対応する。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。
- ・話合いや指導だけで解決するのではなく、少なくとも3か月は継続的な見守り体制を維持する。
- ・いじめの事案によっては、学校だけで対応するのではなく、積極的に警察署等関係機関や専門機関と連携する。

⑤いじめの解消

・いじめ解消の要件

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいる事。
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない事。

⑥研修等の実施

- ・児童理解研修を推進する。月に一度、児童理解やYP推進研修を行う。
- ・いじめ防止や対応に向けた校内研修を充実させる。
- ・計画的に要配慮児童の情報交換を行う。

⑦学校運営協議会の活用

「学校運営協議会」や「中学校区 学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ防止への課題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し連携・協働して取り組む。

⑧年間計画

- 4月
- ・全職員で「いじめ防止基本方針」を周知する。
 - ・一人ひとりを大切に作る集団づくりをめざした学級経営の研修を行う。
 - ・横浜プログラム「学級開きスタートパック」を活用し、誰もが安心して登校できる学級風土を目指す。
- 5月
- ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）
 - ・アンケート結果をもとに、一人ひとり教育相談を行う。
 - ・いじめを認知した場合、職員で情報を共有し、対策を協議する。
 - ・個人面談で児童の様子等情報交換し、問題等を共有化する。
 - ・各学級では、言葉遣い、あいさつ、認め合う風土づくりについての指導徹底をする。
 - ・定期的な学校運営協議会にて、学校の現状を説明し情報を共有する。
- 6月
- ・第1回YPアセスメントを実施する。
 - ・YPアセスメントなどを参考にしながら学級の実態を把握し学級経営を作成する。
 - ・学級懇談会で学級の様子等情報を共有する。
- 7月
- ・小中ブロック子ども会議に向けて、高学年を中心にいじめをなくすためにどうすればよいか考え、意見をまとめる。
 - ・小中ブロック子ども会議で、いじめ根絶に向けた取組を話し合う。
- 8月
- ・児童支援専任教諭夏季研修会をもとに、校内研修を実施する。
 - ・横浜子ども会議 区交流会で、他校での取組を聴き、代表児童と相談して、自校でできる取組を考える。
- 9月
- ・夏休み明けの児童の様子について全教職員で情報共有する。
 - ・個人面談で児童の様子等情報交換し、問題等を共有化する。

- 10月 ・全校行事でどの職員も適切に対応ができるように、情報共有をするとともに、児童一人ひとりの変化を見取れるよう、職員研修を実施する。
- 11月 ・第2回 YP アセスメントを実施する。
 - ・学校運営協議会にて学校の現状を説明し、情報を共有する。
 - ・YPを活用した学級経営の見直し、後期に向けた「誰もが居心地のよい学校づくり」を目指した改善を検討する。
- 12月 ・「いじめ解決一斉キャンペーン」実施。(無記名式アンケート・教育相談)
 - ・一人ひとり教育相談を行う。
 - ・人権週間には、各学級の取組を発表する。
 - ・個人面談で学級の様子等情報を共有する。(面談希望者)
- 1月 ・冬休み明けの児童の様子について全職員で情報共有する。
- 2月 ・学校評価を実施する。(保護者・子ども・職員)
- 3月 ・学校運営協議会にて、学校の現状を説明し情報を共有する。

※いじめの未然防止や早期発見のため、職員会議や打ち合わせ、場合によってはケース会議を行い、教職員等で児童の情報共有と対応について共通理解を図る。また毎月、小中一貫の取組として、専任同士で児童・生徒間の情報を共有する。

※児童が自分のよさを知ったり他の人のよさを見つけたりする機会をより多くするために、随時横浜プログラムの研修や、活用を行っていく。

※児童や学級の様子を地域・保護者に公開する取組として、以下の行事を活用する。

授業参観(4月、6月、1月、2月) 懇談会(6月 2月)

個人面談(5月 9月 12月) 運動会(10月)、土曜参観(11月)

4 重大事態への対処 ※「横浜市基本方針」に沿って対処する。

①重大事態の意味

- 「生命・心身・または財産に重大な被害」が相当の期間あった場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

②重大事態の報告 ただちに教育委員会に報告

③重大事態の調査

- 「いじめ防止対策委員会」を中核にしてただちに対処
- いじめられた児童を守ることを最優先にした調査を実施する。
 - ・再発防止を視野に入れる。
 - ・児童のプライバシー、関係者の個人情報に配慮する。
- 調査結果を教育委員会に報告する。

④児童や保護者への報告

- いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針をもとに見直しを検討し、措置を講じる。改訂の際には保護者向け文書や学校ホームページで周知を図る。